

富山市民病院告示第4号

富山市民病院物品購入等競争入札参加資格者選定要綱を次のように定める。

平成27年7月8日

富山市民病院事業管理者 泉 良 平

富山市民病院物品購入等競争入札参加資格者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市民病院が物品の購入、若しくは借入れ又は売払い等の契約を行う場合において、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）について、必要な事項を定める。

(入札参加資格者)

第2条 競争入札に参加することができる者（以下「入札参加資格者」という。）は、富山市民病院物品購入等競争入札参加資格者選定要綱（富山市民告示第585号）（以下「市要綱」という。）第4条に規定する事項について審査を受け、第5条の規定による競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第167条の4第1項に該当する者
- (2) 富山市民病院競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者
- (3) 市要綱第3条第1項の申請をする日（以下「審査日」という。）において、その者の営業年数が1年未満の者
- (4) 税を滞納している者
- (5) 市要綱第8条第1項の規定により入札参加資格を取り消され、2年を経過しない者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者、並びに更生手続開始の決定を受けた者又は再生手続開始の決定を受けた者にあつては、再度の入札参加資格の認定を受けていない者

3 前2項の規定は、令第167条の2第1項第1号に規定する随意契約の場合に準用する。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年7月10日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、市要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。